

運動イベント運営等業務委託企画提案実施要領

1 目的

本業務は、健康づくりに取り組むきっかけを与え、開始した健康行動の習慣化を図るために運動イベントを実施するとともに、社会的なつながりの強化に向けた住民協働の運営を図ることを目的とする。

2 業務の実施方法

本業務の実施主体は、千葉市（以下「市」という。）とする。

ただし、現に健康づくり・健康増進に関する事業等を行っている企業等の知識、技術を活用するため、本業務の目的を理解し、適切に実施することが期待できる企業等を、企画提案方式により能力を総合的に評価・選定し、業務委託によって実施する。

なお、本事業の実施にあたっては、市と委託業者との間で十分な協議を行うこととする。

3 委託の概要

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 委託業務名 | 運動イベント運営等業務委託 |
| (2) 委託業務内容 | 別紙「運動イベント運営等業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和元年12月27日 |
| (4) 発注者 | 千葉市長 |
| (5) 見積上限価格 | 金1,100,000円（消費税込） |

4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす、法人格を有する団体とする。

- (1) 平成30・31年度の千葉市委託入札参加資格者名簿へ登録されている業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で次の各号にも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者
 - イ 当該企画提案日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていない者
 - オ 参加資格確認申請期限の日から企画提案日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止措置を受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有するにあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していない者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (4) その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人でないこと。

(5) 市との円滑、迅速な業務遂行を行える体制を有していること。

5 契約締結までのスケジュール（予定）

	内 容	日 程
①	企画提案実施要領公表	令和元年5月24日（金）
②	参加申込書受付	令和元年5月24日（金）～令和元年6月7日（金）
③	質問受付	令和元年5月24日（金）～令和元年5月31日（金）
④	質問回答ホームページ掲載	令和元年6月3日（月）～令和元年6月6日（木）
⑤	参加資格確認結果通知書送付	令和元年6月13日（木）
⑥	企画提案書受付	令和元年6月14日（金）～令和元年6月27日（木）
⑦	プレゼンテーション開催	令和元年7月4日（木）
⑧	選定結果通知	令和元年7月中旬
⑨	契約締結	令和元年7月中旬

6 参加に関する手続き

(1) 参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要な書類を提出すること。

ア 提出期限

令和元年6月7日（金）午後5時必着 ※厳守

※郵送の場合は、上記期限日必着

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「運動イベント運営等業務委託企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒261-8755

千葉市美浜区幸町1丁目3番9号

千葉市役所保健福祉局健康部健康支援課（千葉市総合保健医療センター2階）

エ 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書（様式1）

(イ) 誓約書（様式2）

(ウ) 企業概要（様式3）

(エ) 委託業務の実施体制（様式4）

オ 参加資格確認結果の通知

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、参加資格有りの場合は、令和元年6月13日（木）までに、電子メールで通知する。

(2) 内容に関する質問

本企画提案の実施に際しては、説明会を行わないため、本企画提案に関して質問がある場合は、下記による質問書を提出すること。

ア 受付期間

令和元年5月24日（金）午前9時から令和元年5月31日（金）午後3時まで

イ 提出方法

電子メールによる。電子メールの件名は、「運動イベント運営等業務委託企画提案質問書(企業名)」とし、必ず電話で提出の旨を連絡すること。

提出先 E メールアドレス : health@city.chiba.lg.jp

ウ 提出書類

質問書(様式5)

エ 質問に対する回答

令和元年6月3日(月)から、市ホームページの本案件ページ(下記 URL)に掲載する。

「入札(見積)の募集案件「業務委託」ホームページ URL

<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>

なお、回答内容は、本要領の追加又は修正とみなし、当課から質問者宛て、回答を掲載した旨の連絡は行わない。

(3) 企画提案書の提出

参加資格有りの通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出期限

令和元年6月27日(木)午後5時必着 ※厳守

※郵送の場合は、上記期限日必着

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「運動イベント運営等業務委託企画提案書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒261-8755

千葉市美浜区幸町1丁目3番9号

千葉市役所保健福祉局健康部健康支援課(千葉市総合保健医療センター2階)

エ 提出書類

(ア) 運動イベント運営等業務委託企画提案提出資料(様式6)

(イ) 企画提案書

オ 企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、下記(ア)～(ク)に記載するすべての項目を盛り込むこと。

(ア) 提案趣旨

(イ) 業務実施方針、実施計画

(ウ) 実施方法

(エ) 実施体制

(オ) 「たばこによる健康影響」をテーマとした事業提案

(カ) 見積書

(キ) 見積額内訳

(ク) 業務実績(健康づくりに関連した業務実績等)

カ 提出にあたっての留意事項

(ア) 提出は1参加者につき1提案とする。

(イ) 提出部数は、9部(正本1部、副本8部)とする。

- (ウ) A4（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。図表等は必要に応じて、A3版折り込みも可能とするが、この場合、A4・2ページと数える。
- (エ) 企画提案書に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。
- (オ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。副本は、企画提案書の内容から、提案者の名称が特定できないよう、必要な処置を講ずること。
- (カ) 表紙には、①宛名「千葉市保健福祉局健康部健康支援課」、②タイトル「運動イベント運営等業務委託企画提案書」、③提出年月日、④ （※正本のみ）名称を記載し、押印する。
- キ 提案内容（本文）は、7ページ以内（表紙、目次、あい紙等を除く。）とし、フォントサイズは、10.5ポイント以上とする。
- ク 見積額内訳は、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む。）を別々に記載し、合計金額を明記する。
また、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠を、可能な限り詳細かつ明確に記載する。
- ケ 正本（1部）は、押印、袋とじとする。副本（8部）は、ホチキス等で留め、フラットファイル等のファイルには綴じずに提出する。
- コ 紙での提出と併せて、デジタルデータをウイルスチェック済みのCD-Rに保存し、1枚提出する。
- サ 提出後の企画提案書の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。
- シ 本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、逐次発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

7 委託業者の選定

(1) プレゼンテーションの開催

企画提案書提出者に対し、下記の要領でプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションにおいては、別途要綱に基づき設置している、運動イベント運営等業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）の委員が審査を行う。

- ア 日 時 令和元年7月4日（木）午前9時30分から順次開始予定
- イ 会 場 千葉市総合保健医療センター2階 健康学習室
- ウ 控 室 千葉市総合保健医療センター4階 会議室
- エ 出席人数 各社2人まで
- オ 時 間 各社25分以内（プレゼンテーション10分、質疑応答15分）
- カ 留意事項

- (ア) パソコン及びプロジェクター等の機器は適宜使用できる。使用にあたっては、事前に市と打合せを行うこと。
- (イ) 提出した企画提案書一式のみに基づき説明することとし、追加資料の配布は認めない。
- (ウ) プレゼンテーションは、千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定に基づき、非公開で行う。

(2) 選定方法及び審査基準

ア 選定方法

選定委員会の委員が、企画提案内容を評価、採点し、最高合計点数を獲得した提案者を最優秀提案者とする。最高合計点数を獲得した提案者が複数いる場合は、評価項目「3 運動指導能力」と「4

健康度測定の結果に対して助言・提案を行う能力」の2項目の合計点数が最も高い者を最優秀提案者とする。この2項目の合計点数も同点の場合は、委員長の採点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

イ 審査基準

審査の評価項目、評価の視点、配点（100点満点）は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
1 委託業務への理解	業務の目的や内容を理解した提案内容となっているか。	10点
2 実施体制	委託業務を遂行するために必要な組織体制と人員とを有しているか。	10点
3 運動指導能力	本市の健康づくり施策を考慮し、地域の状況に応じた運動指導ができるか。	25点
4 健康度測定の結果に対して助言・提案を行う能力	参加者の健康づくりに取り組むきっかけとなる測定ができるか。また、個人に対して測定結果に応じた助言・提案ができるか。	25点
5 「たばこによる健康影響」をテーマとした事業提案を行う能力	本市の健康づくり施策を考慮した、受動喫煙防止の取組みを促進する事業提案ができるか。	15点
6 事業費の積算	積算の金額、内訳は適切であるか。	5点
7 事業実績	自治体等の健康づくりに関する企画等の実績があるか。	10点
合 計		100点

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 見積額が、本要領3－(5)に記載する見積上限価格を超過した場合

イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 提案書類に重要な誤脱があった場合

オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

カ 審査の公平を害する行為があった場合

キ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 提案書に不備があった場合の審査方法

提案書が本要領に定める形式に従っていない場合（制限枚数の超過等）、従っていない部分に係る評価項目については、審査を行わない（当該評価項目は0点となる。）。

(5) 選定結果の通知

プレゼンテーション開催後、すべての提案者に電子メールで通知する。

(6) 評価の公表等

受託者の名称、契約金額を、令和元年7月下旬を目途に市ホームページに掲載する。提案者自身及び受託者の点数は、受託者決定後、問い合わせに応じ回答する。

その他、提案者に関する情報及び企画提案の採点基準並びに点数の内訳等に関する問い合わせには、

一切応じない。また、選定結果に対する審査請求は一切認めない。

8 契約方法

- (1) 受託者決定後、改めて見積書を徴収し、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。
- (2) 前項の協議が不成立の場合は、市は順次、次点以下の提案者と協議を行う。
- (3) 契約時には、以下の書類（別紙）の提出が必要となる。
 - ア 労働関係法令の順守に関する誓約書
 - イ 個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書

9 支払条件

本業務委託の受託者が、契約書記載の委託業務を契約書記載の委託期間内に完了し、契約の成果品を市に引き渡し、市が行う検査に合格した場合、市は、受託者からの請求に基づき、その委託料を支払う。

10 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は、市に帰属する。
- (4) 提出書類や選定結果（不採用となった提案者の名称、選定結果を含む。）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。

ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本要領7-(2)の審査基準で、評価項目となっている点は、必ず提案内容に含めること。
- (6) 本企画提案に関連し知り得た情報は、市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (7) 参加申込み後に参加を辞退する場合は、別紙「辞退届」を提出すること。

11 問い合わせ先

千葉市保健福祉局健康部健康支援課

〒261-8755 千葉市美浜区幸町1丁目3番9号（千葉市総合保健医療センター2階）

電話 043-238-9968 F A X 043-238-9946

Eメール health@city.chiba.lg.jp

担当：地域保健班 夏井・早高